

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成29年4月16日 04時00分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨海岸南方沖 神戸須磨西防波堤灯台から真方位207° 790m付近 (概位 北緯34° 38.0′ 東経135° 07.7′)
事故の概要	引船第十二龍 ^{りゅうじん} 神丸は、はしけ2隻をえい航して北東進中、のり養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年4月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十二龍神丸、19トン 271-31496岡山、個人所有 B はしけ SG106、約683トン なし、パージライン株式会社 C はしけ SG103、約348トン なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C なし のり養殖施設 のり網の固定用錨索に切損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、いずれも空倉で作業員1人を乗せたB船及びC船を順にえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、阪神港神戸区西方沖を東進していた。 甲板員Aは、単独で操船に当たっていたところ、簡易標識灯の灯光を視認したものの、岡山県ではのり養殖施設が撤去されている時期なので、兵庫県でも同様に撤去されているものと思い、神戸和田岬防波堤灯台に向けて須磨海岸南方沖を予定針路線から外れた針路で北東進中、A船引船列が同海岸南方沖に設置されたのり養殖施設（以下「本件施設」という。）に乗り入れた。 船長Aは、本件施設の漁場区域を避けた予定針路線をGPSプロッターに表示させ、甲板員Aに同針路線を航行するよう口頭で指示していた。

	本件施設は、毎年９月１０日から翌年５月１０日までの間設置が許可され、本事故当時、のり網は撤去されていたものの、固定用漁具だけが残されており、簡易標識灯で漁場区域が示されていた。
分析	A 船引船列は、甲板員 A が、のり養殖施設が撤去されているものと思い、本件施設に向く針路をとったことから、本件施設に乗り入れ、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、甲板員 A が本件施設に向く針路をとったため、A 船引船列が本件施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長から指示されている針路を遵守すること。 ・ 航行する海域の養殖施設等の設置時期を把握しておくこと。